

## 松田 岳士

### 法学研究科・教授

#### 【研究】

強制処分法定主義、訴因の特定、審判対象論に関するこれまでの研究の成果を、「訴因の特定における『他の犯罪事実との区別可能性』の意義について(三・完)」、「『強制的処分』の定義と捜査妨害排除」、「『審判対象論』の功罪(一)(二・完)」として、阪大法学71巻1号、3～6号に寄稿した。これらは、捜査法、公訴法分野に関する研究の成果であるが(科研費「訴因論・判決理由論の再構成—公訴・防御・審判の対象事実論の体系的構築」の成果を含む)、いずれも、通説的理解に根本的な疑問を投げかけ、新たな観点から関連理論を再構築するものである。

くわえて、昨年度に出された刑事訴訟法に関連する判例を網羅的に調査・紹介する「判例回顧・展望 刑事訴訟法」を法律時報誌上で公表した。また、共著の入門書『よくわかる刑事訴訟法』を改版し、第3版を公刊した。さらに、昨年度から継続して、刑事訴訟法関連の判例を従来にない新たな観点からまとめ、解説する共著の執筆や、刑事訴訟法に関する入門書の英訳の作業を進めた。これらは、来年度中には公刊される予定である。

#### 【教育】

法学部においては、「刑事訴訟法」の講義において、スライドを用いて、対面・同時配信のハイブリッド授業を行い、3回にわたりCLE上で自前の小テスト(正誤問題)を実施した結果、学生対象の授業アンケートでも高い評価を得た。また、「演習1・2」および「法政基礎演習」でも、対面+リアルタイム遠隔方式のハイブリッド授業で法学部2～3年次の学生とともに重要論点・判例の検討を行った。「法政導入演習」では、対面で法学部1年次の学生に、重要判例についての議論を通じて、判例の読み方を教えた。「外国語文献研究1・2」では、学部生を対象にフランス語の法律文献の購読を行った。

法学研究科においては、「刑事訴訟法」および「同特殊講義1」を担当し、大学院学生とともに、刑事手続に関する様々なテーマ・文献を採り上げて、とくに諸外国の類似制度との比較検討を行った。また、「総合演習・特定研究(フランス語文献講読1・2)」では、フランス語の法律文献を講読した。

高等司法研究科においては、法学未修者を対象とする「刑事訴訟法基礎」を担当した。授業は、スライドを用いながら対面・同時配信により実施するとともに、3回にわたりCLE上で小テストを実施した。

#### 【管理運営】

全学においては、総合図書館運営委員会委員として、総合図書館の運営に関する審議・決定等に加わった。

部局内では、資料室長として資料室の管理運営に携わった(特にローライブラリー1のレイアウト変更等を実施した)。さらに、施設マネジメント室長として、関連施設の管理運営に携わった(特に文法経講義棟について施設整備補助金概算要求申請を行った)。国際交流室員として、法学研究科・高等司法研究科における国際交流関連の審議・決定に加わるとともに、欧文紀要の編集を担当した。法学研究科運営委員・計画室員として部局全体の管理運営に関する審議・決定に加わった。

法学会運営委員として、法学会の管理・運営等に関する事項の審議・決定等に加わったほか、各種ワークショップ等の企画・実施に携わった。

#### 【社会貢献】

①大阪地方裁判所において開催された2つの研究会(単独事件担当裁判官研究会・刑事実務研究会)に参加し、意見等を述べた。②法務省 司法試験考査委員として、司法試験(刑事訴訟法)の答案の採点、合否判定に加わった。③埼玉弁護士会主催の一般市民向けの講演会で「裁判員制度の必要性を改めて考える～イタリア参審制度が示す市民参加の功罪～」と題する講演を行った。